HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「方等懺法」順於涅槃の十種心と『慈悲水懺法』七種心
Author(s)	坂本, 道生
Citation	インド哲学仏教学論集, 1, 88-98
Issue Date	2012-03-25
DOI	10.14943/hjiphb.1.88
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/62109
Type	bulletin (article)
File Information	01_p088-098_sakamoto.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

「方等懺法」順於涅槃の十種心と『慈悲水懺法』七種心

坂本道生

はじめに

中国に仏教が移入し、六朝時代には皇帝・士大夫達に因果応報・三世輪廻の道理が受容され、六道より解脱しようとするための懺悔文が多く作製された。それら懺悔文を懺法として形式を整え成立させたのに大きな役割を果たしたのは天台智顗（五三八―五九七）であり、『法華三昧懺儀』や『国清百録』に収録される「請観世音懺法」、「金光明懺法」、「方等懺法」等が作られた。そして、これら懺法類の成立は、唐代には『法華三昧補助儀』、浄土教の『往生礼讃』や『法事讃』などの礼讃儀が撰述され、『集諸経礼懺儀』（七三〇年頃成立）の編纂へと繋がる[1]。

本稿では、智顗撰述の懺法、すなわち中国仏教において比較的早い時期に儀式次第化した懺法が後代成立の懺法に及ぼした影響について考察すべく、その一端として「方等懺法」順於涅槃の十種心と、唐代成立とされる『慈悲水懺法』に説かれる七種心を取り上げ、以下に比較検討を行いたい。

「方等懺法」とその順於涅槃の十種心

「方等懺法」は北涼・法衆訳『大方等陀羅尼経』にもとづく行法であり、『摩訶止観』の四種三昧のうち半行半坐三昧の一つに「方等三昧」が位置付けられる。

ここでは、『国清百録』所収の「方等懺法」について以下に見ていくこととする[二]。

「方等懺法」は、勧修第一、方便第二、方法第三、逆順心第四、表法第五の五段で構成される。

勧修第一では、『大方等陀羅尼経』を引用しながら、『経』とこの懺法の功徳を示す。

方便第二では、十二夢王へ帰依することや、道場の営立について示す。

方法第三では、具体的な行法について説く。掻い摘んで記せば以下のようである。

「入行の始めは月の二日[三]で、人数は十人以内と規定される。地に香泥を塗り、円壇を設け、採画で荘厳し、浄土の如くする。焼香し、散華し、五色の蓋幡を懸け、二十四体の仏像を勧請し、百味の食を設け、一日三回洗浴し新衣を着し、香炉を執って礼拝し、胡跪して、運念せよという。つづいて三宝、宝王仏、摩訶袒持陀羅尼方等父母、十法王子、華聚、雷音等の菩薩、舎利弗等一切の声聞縁覚、梵釈十二夢王を奉請し、その後、歎仏・礼拝・披陳懺悔をする。次いで発願し、円壇を百二十匝しながら誦を百二十回唱え、更に披陳懺悔し、発願した後、一実相を観ずる。この観想思惟が終わると再び仏を礼拝し、円壇を百二十匝しながら誦を唱え、自ら罪咎を述べ、坐して思惟する。」

以上が一連の行法であり、これを七日間続けるという。

逆順心第四では、順於生死の十種心（生死に順ずる十種心）を挙げ、それらを対治する順於涅槃の十種心（涅槃に順ずる十種心）を挙げる。

表法第五では、方法第三で説いた行法それぞれについて教理的な説明を付す。

以上が「方等懺法」の概略である。さて、その四番目の逆順心に、タイトルにもある順於涅槃の十種心（涅槃に順ずる十種

心）が説かれるのであるが、それに先立ち順於生死の十種心が説かれる[四]。その上で「既に無明の始終を識る。今、懺悔して修善し改悪せんと欲さば、須らく生死に違い涅槃に順ずべし。十種の心を運らして以て対治を為せ」といい順於涅槃の十種心を挙げる。その十種心とは、一、正信因果。二、当慚愧。三、怖畏無常。四、発露懺悔罪即消滅。五、断相続心。六、発菩提心。七、修功補過。八、守護正念。九、念十方仏。十、観罪性空である[五]。懺悔して善を修し悪を改めようとする者はこの十心を運らせて、生死に順ずることを対治せねばならないと説かれる。

『慈悲水懺法』とその七種心

『慈悲水懺法』は諸仏諸菩薩への帰命をなして、六道に輪廻することを恐れ、煩悩・業・報の三障の順序に従って懺悔発願するものである[六]。この懺悔文は三十巻本『仏名経』に記される懺悔文とほぼ一致することが既に指摘されている[七]。三十巻本『仏名経』では巻一から巻十五までと、巻十六から巻三十まで、同一の懺悔文が繰り返される。また現存しない十六巻本『仏名経』についても、開元録、貞元録の記述や敦煌写本などにより、同一の懺悔文が繰り返されることが分かっている。このことより『慈悲水懺法』という表題は無かったものの、その中核を構成する懺悔文は、開元録（七三〇）以前に定型化していたと考えられる。

『慈悲水懺法』には「御製水懺序」と「慈悲道場水懺序」の二つの序文が付され、後者には本書成立の由縁が記される。その内容は、唐代懿宗（在位八五七―八七三）の朝に悟達国師知玄（八〇九―八八一）が居り、ある病僧の看病をしたところ、後に身に災難があれば西蜀彭州の茶隴山の二本松に行くように教えられる。その後知玄は出世し、懿宗の帰依を受けていたが、膝に人面瘡を患った。いかなる名医もこれを治すことができなかったため、そこで知玄は昔日の病僧の予言を思い出し、二本の松を目標に山へ向かうと、そこには崇楼高殿があり、巌下の泉の水を人面瘡に灌ごうとした。そのとき人面瘡が話し出した。言うには、知玄は『西漢書』に出る袁盎[八]で、人面瘡は袁盎に殺された晁錯[九]であり、ずっと報復を狙っていたが十世にわた

り高僧であったため機会が無かった。今世、皇帝からの寵遇に奢ったとき、知玄の膝に人面瘡となって出現したという。知玄は泉の水で瘡を洗うと、その痛みのあまり気絶したが、目が覚めると瘡は消えており、この地に堂を建て、自ら懺法を作成し、朝夕礼誦して天下に広めたという[一〇]。

さて『慈悲水懺法』では、三障（煩悩・業・果報）を除滅するために七種心を興すべしと説かれる。すなわち、

三障を滅せんと欲さば、当に何等の心を用い、此の障をして滅除せしむべけん。先ず、当に七種心を興し、以て方便と為すべし。然る後、此の障、乃ち滅するを得べし。何等を七と為す。一に慚愧。二に恐怖。三に厭離。四に発菩提心。五に怨親平等。六に念報仏恩。七に観罪性空なり[一一]。

というのがそれである。

先の「方等懺法」順於涅槃の十種心とその名称を見比べただけでも一致するものがあることが判るが、以下にその一々を取り上げ比べていこう。

「方等懺法」順於涅槃の十種心と『慈悲水懺法』七種心の比較

『慈悲水懺法』七種心の第一は慚愧である。

第一に慚愧とは、自ら惟えらく、我、釈迦如来と、同じく凡夫為りて、今、世尊成道してより以来、已に爾の所を経ること、塵沙劫数なり。而るに我等相い与もに六塵に耽染し、生死を輪転し、永く出期無し。此れ実に、天下に慚ずべく、愧ずべく、羞ずべく、恥ずべし[一二]。

第一は慚愧である。釈迦はかつて、我と同じ凡夫であったが、成道して既にひさしい。故に、我は六塵に染まり生死を輪転していることを慚愧せよという。

一方、「方等懺法」順於涅槃の十種心の第二では、

二に、当に我が此の罪は人の流（たぐい）に預からずと慚愧し、我が此の罪は天の護りを蒙らざるを慚愧すべし。慚愧し悔過す。是を白法と為す。亦た是れ三乗の行、出世の白法なり。是れを慚愧し無慚の黒法を翻破すと為す[一三]。

とあるように、慚愧は出世間の白法であり、この白法によって無慚の黒法を翻破することが説かれる。未だ解脱出来ていない自身を慚愧することと、自己の罪業を慚愧することとの差異はあるものの、自分自身や、あるいは自身の業を慚愧することが両者ともに説かれる。

つづく『慈悲水懺法』七種心の第二は恐怖である。

二に恐怖とは、既にして、是れ凡夫の身口意の業、常に罪相と応ず。是の因縁を以て、命終の後、応に地獄、畜生、餓鬼に堕し、無量の苦を受くべし。此の如き、実に驚くべく、恐るべく、怖るべく、懼るべしと為す[一四]。

という。身口意の三業は常に罪相であり、その因縁によって、三悪道に堕ち無量の苦を受けることを恐れよという。すなわち、ここでの恐怖とは三悪道に堕ちることに対するものである。「方等懺法」順於涅槃の十種心には、堕三悪道に対する恐れの念を直接的に説くものは見当たらないが、十種心の第三の記述には、

三に無常を怖畏す。命は山水の如く、亦た仮借の如し。一息、還らずんば業に随いて流転し、冥冥として独り往く。誰か是非を訪（と）わん。唯だ福善を憑（たの）みて険の資糧となす。泡沫と競いて、食息に暇無かるべし。是を無常を観じて、常を保ち悪道を恐れざることを翻破すと為す[一五]。

とあるように、命は山水や仮借のように無常であり、〔死して〕息が戻らなければ業にしたがい流転す。故に無常を観じ、常住を保って悪道を畏れないことを翻破せよと説かれる。ここに堕悪道の恐れの観念についての記述が、両者共に確認できるのである。

つづいて『慈悲水懺法』七種心の第三は厭離である。

第三に厭離とは、相い与に、常に生死の中を観ずるに、唯だ無常、苦、空、無我有り、不浄虚仮なること、水上の泡の如し。速やかに起こり、速やかに滅す。往来流転すること、猶お車輪の如し。生老病死八苦、交も煎り、時として暫くも息（や）む無し。衆等、相い与に、但だ自身を観ぜよ。頭より足に至るまで、其の中、但だ三十六物、髪毛爪歯、眵涙涕唾、垢汁二便、皮膚血肉、筋脈骨髄、肪膏脳膜、脾腎心肺、肝膽腸胃、赤白痰癊、生熟二蔵あり。是の如き、九孔より常に流る。是の故に経に言く、「此の身、衆苦の集まる所、一切皆な是れ不浄なり。何ぞ智慧有る者にして、当に此の身生死を楽うべけん[一六]」と。既にして此の如き種々の悪法有り。甚だ患厭すべし[一七]。

という。『涅槃経』を引用しながら自身の体は三十六物などの不浄物から成り立っているとし、そのような身体をも含め生死を厭うべきであるという。

このような生死を厭う記述については「方等懺法」順於涅槃の十種心中に直接的には見当たらない。しかしながら、先に挙げた十種心の第三の記述には「無常を畏怖す」とあり、生死の中の無常を観ずることと対応しよう。

つぎに『慈悲水懺法』七種心の第四は発菩提心が説かれる。

第四に発菩提心とは、経に言く、「当に仏身を楽うべしと。仏身とは、即ち法身なり。無量功徳智慧より生じ、六波羅蜜より生じ、慈悲喜捨より生じ、三十七助菩提法より生ず。是の如き等種々功徳智慧より如来身を生ず[一八]」と。此の身を得んと欲せば、当に菩提心を発し、一切種智、常楽我浄薩婆若果を求め、仏国土を浄め、衆生を成就すべし。身命財に於いて悋惜する所無かれ[一九]。

すなわち、仏身獲得のためには菩提心を発し、一切智を求め、身・命・財を惜しむことなく仏国土を浄め、衆生を成就することが必要であると説く。

一方、「方等懺法」順於涅槃の十種心の第六では、

六には菩提心を発して普く一切の楽を与う。願わくは一切の苦を救わん。横竪に周遍し、遍悪の心を翻破す[二〇]。

とあるように、発菩提心して一切衆生の抜苦与楽を願うのであり、遍悪[二一]の心を翻破することが説かれるのである

つづく『慈悲水懺法』七種心の第五では怨親平等が説かれる。

第五に怨親平等とは、一切衆生に於いて、慈悲心を起こし、彼我の相無かれ。何を以ての故に爾る。若し怨を見て、親に異なるは、即ち是れ分別なり。分別を以ての故に、諸の相著を起こし、相著の因縁、諸の煩悩を生じ、煩悩の因縁、諸悪業を造り、悪業の因縁の故に、苦果を得[二二]。

とあるように、怨親平等とは一切衆生に平等に慈悲心を起こすことである。すなわち、起慈悲心に他ならない。また、怨と親、つまり自分を害するものと愛するものとに分別することは執着を起こすことになり、その因縁によって煩悩を生じ、諸の悪業を作し、苦果を得ることになると説く。

一方「方等懺法」には、直接「怨親平等」に相当する箇所が見られない。しかし「方等懺法」順於涅槃の十種心の基となった『摩訶止観』巻第四上に説かれる逆流十心の菩提心の箇所には、

六に菩提心を発すとは、昔し自ら安んじて人を危うくし、遍く一切の境を悩ます。今、広く兼済を起こし虚空界に遍くして他を利益す。此を用て一切の処に遍くして悪を起こすの心を翻破す[二三]。

とある。発菩提心は「広く兼済を起こし、虚空界に遍くして他を利益す」ということであり、これは「起慈悲心」に他ならないということが説かれている。「方等懺法」の順於涅槃の十種心が『摩訶止観』逆流十心に依拠していることが明らかな以上、先に挙げた「方等懺法」順於涅槃の十種心の第六の発菩提心は起慈悲心に相応するといえよう。

つぎに『慈悲水懺法』七種心の第六は念報仏恩が説かれる。

第六に念報仏恩とは、如来は往昔の無量劫中に頭目髄脳、支節手足、国城妻子、象馬七珍を捨て、我等が為の故に、諸の苦行を修す。此の恩、此の徳、実に酬報し難し。是の故に経に言く、「若しは以て頂戴し、両肩に苛負して、恒沙劫に於

いてするも、亦た報ずること能わず[二四]」と。我等是の如き恩に報ぜんと欲せば、当に此の世に於いて、勇猛に精進し、労を捍（ふせ）ぎ苦を忍び、身命を惜しまず。三宝を建立し、大乗を弘通し、広く衆生を化し、同じく正覚を入らん[二五]。

如来の恩徳に報うことは甚だ難いが、もし報いようとするならば勇猛に精進し、身命を惜しまず苦を忍んで、三宝を建立して、大乗の教えを弘通して衆生を教化せよという。この箇所については「方等懺法」順於涅槃の十種心中に相応する文章が見られない。

最後に、『慈悲水懺法』七種心の第七は観罪性空である。

第七に観罪性空とは、罪に自性無く、因縁より生ず。顛倒して有り。既にして因縁より生ぜば、則ち因縁よりして滅すべし。因縁よりして生ずとは、悪友に狎（な）れ近づき、無端を造作するなり。因縁よりして滅すとは、即ち是れ今日の洗心懺悔なり。是の故に経に言く、「此の罪性内に在らず、外に在らず、中間に在らず[二六]」と[二七]。

罪は因縁より生じるので無自性なることを観ずるのであり、因縁より生じた罪は因縁により滅すべきとしてこの懺法を行うことを述べるのである。

「方等懺法」順於涅槃の十種心の第十の記述にも

十には、罪性は空なるを観ず。罪は心より生ず。心、若し得べくんば、罪、無なるべからず。我が心は自ずから空なり。罪は云何が有らん。罪も福も主無し。内に非ず外に非ず、亦た中間に無く、常に自ずから有らず。但だ名字のみ有り。名字の心、名づけて罪福と為す。名字即ち空、源に還り本に返るに畢竟して清浄なり。是れを、罪性は空なるを観じ、無明顛倒の執著を翻破すと為す[二八]。

とあり、観罪性空が説かれる。ここでは罪や福には実体は無く「罪」や「福」という名字のみがあるだけにすぎず、その名字も空であると説明がなされる。

両者共に、罪は無自性、空であることを認識した上で懺悔することが説かれるのである。

まとめ

上来、『慈悲水懺法』の七種心と「方等懺法」の順於涅槃の十種心について比較検討してきたが、『慈悲水懺法』の七種心のうち三つが直接的に「方等懺法」の十種心と類似していることが判った。それらは、

・慚愧について（『慈悲水懺法』七種心の第一と「方等懺法」十種心の第二）
・発菩提心について（『慈悲水懺法』七種心の第四と「方等懺法」十種心の第六）
・観罪性空について（『慈悲水懺法』七種心の第七と「方等懺法」十種心の第十）

である。しかしながら、直接的には説かれないが堕三悪道に対する恐れの観念や、生死の中の無常を観じること、あるいは発菩提心がそのまま起慈悲心であることは「方等懺法」順於涅槃の十種心中の文章に相応する箇所が確認できるのである

以上からすると『慈悲水懺法』の七種心が作られた背景には、天台懺法の影響が考えられるのである[二九]。

一　例えば、善導『往生礼讃』の中夜礼讃では五悔（懺悔・勧請・随喜・廻向・発願）の形式が見られる（『大正』四七巻、四四二頁下―四四三頁上）。また智昇『集諸経礼讃議』には、『法華三昧懺儀』や「敬礼法」（『国清百録』所収）とほぼ同じ儀式次第（敬礼三宝・梵唄・歎仏・礼仏・五悔）が見られる（『大正』四七巻、四五七頁中―四五八頁上）。

二　智顗説、灌頂録『方等三昧行法』（『大正』四六巻、九四三頁上）なる書が現存するが「第五修行分」以下は何も説かれておらず、その全容を知ることは出来ない。

三　池田魯参『国清百録の研究』一九〇頁（大蔵出版、一九八二年）によれば、八日と十五日の二日であるという。

四　「違於涅槃。順於生死。略為十。一無明醉惑。觸境生著。二内心既醉。外為悪友所迷。耽惑非法悪心轉熾。三内外縁具。自破己善亦破他善。於諸善事無隨喜心。四既不修善唯悪是從。縱恣三業無悪不作。五所造悪事雖復未廣。而悪心遍布。欲奪一切樂與一切苦。六悪念相續晝夜不斷。心

純念惡。初無暫停。七隱覆瑕疵諱藏罪過。内懷姦詐外現賢善。八邪健保常增上作罪。不畏惡道。九魯扈羝突無慚愧心。了不羞恥。十撥無因果不信善惡。斷諸善法作一闡提。如是十心無明為本。增加添足極至闡提。順入生死從闇入闇。織作結業無解脱期。是為生死違順也。」(『大正』四六巻、七九七頁下)。

五　『大正』四六巻、七九七頁下―七九八頁上。なお『摩訶止観』には「順流十心」と「逆流十心」についてそれぞれ挙げ(『大正』四六巻、三九頁下―四〇頁中)、『天台小止観』には「須具十法助成其懺」とあり十法を列挙する(『大正』四六巻、四六二頁下―四六三頁上)。

六　『慈悲水懺法』の梗概については、拙稿「慈悲の儀礼―『慈悲水懺法』について―」(日本佛教学会年報七十二号、二〇〇六年)参照。

七　『仏名経』と『慈悲水懺法』の関係についての先行研究として、井ノ口泰淳「敦煌本「仏名経」の諸系統」(東方学報第三十五冊、一九六四年)、塩入良道「中国仏教における仏名経の性格とその源流」(東洋文化研究所紀要四十二、一九六六年)がある。『慈悲水懺法』の懺悔文が、開元録以前に定型化していたとすれば、知玄との間に年代的な矛盾が生じるが、井ノ口氏は『仏名経』より懺悔文を抄出したのが知玄であるとしている。

八　袁盎(?―前一四八)前漢王朝の臣。

九　晁錯(?―前一五四)前漢王朝の宰相。

一〇　『大正』四五巻、九六八頁中―下。

一一　「欲滅三障者。當用何等心。可令此障滅除。先當興七種心以為方便。然後此障乃可得滅。何等為七。一者慚愧。二者恐怖。三者厭離。四者發菩提心。五者怨親平等。六者念報佛恩。七者觀罪性空。」(『大正』四五巻、九六九頁上―中)。

一二　「第一慚愧者。自惟。我與釋迦如來。同為凡夫。而今世尊成道以來。已經爾所塵沙劫數。而我等相與耽。染六塵輪轉生死永無出期。此實天下可慚可愧可羞可恥。」(『大正』四五巻、九六九頁中)。

一三　「二當慚愧。我此罪不預人流。慚愧我此罪不蒙天護。慚愧悔過。是為白法。亦是三乘行出世白法。是為慚愧翻破無慚黑法也。」(『大正』四六巻、七九七頁下)。

一四　「第二恐怖者。既是凡夫身口意業常與罪相應。以是因縁命終之後。應墮地獄畜生餓鬼受無量苦。如此實為可驚可恐可怖可懼。」(『大正』四五巻、九六九頁中)。

一五　「三怖畏無常。命如山水。亦如假借。一息不還隨業流轉。冥冥獨往。誰訪是非。唯憑福善為險資糧。當競泡沫食息無暇。是為觀於無常。翻破保常不畏惡道。」(『大正』四五巻、七九七頁下)。

一六　南本『涅槃経』(『大正』一二巻、六七五頁中)。

一七　「第三厭離者。相與常觀生死之中。唯有無常苦空無我。不淨虚假如水上泡。速起速滅。往來流轉猶如車輪。生老病死八苦交煎。無時暫息。衆

等相與但觀自身。從頭至足。其中但有三十六物。髮毛爪齒眵淚涕唾垢汗二便皮膚血肉筋脈骨髓肪膏腦膜脾腎心肺肝膽腸胃赤白痰癊生熟二藏。如是九孔常流。是故經言。此身衆苦所集。一切皆是不淨。何有智慧者而當樂此身生死。既有如此種種惡法。甚可患厭。」（『大正』四五巻、九六九頁中）。

一八　『維摩経』（『大正』一四巻、五三九頁中―下）。

一九　「第四發菩提心者。經言。當樂佛身。佛身者。即法身也從無量功德智慧生。從六波羅蜜生。從慈悲喜捨生。從三十七助菩提法生。從如是等種種功德智慧生如來身。欲得此身者。當發菩提心求一切種智。常樂我淨薩婆若果。淨佛國土成就衆生。於身命財無所悋惜。」（『大正』四五巻、九六九頁中）。

二〇　「六發菩提心普與一切樂。願救一切苦。横竪周遍。翻破遍惡心也。」（『大正』四六巻、七九八頁上）。

二一　遍悪　のさばる悪（池田魯参『国清百録の研究』一九三頁参照）。

二二　「第五怨親平等者。於一切衆生。起慈悲心無彼我相。何以故爾。若見怨異於親即是分別。以分別故起諸相著。相著因縁生諸煩惱。煩惱因縁造諸惡業。惡業因縁故得苦果。」（『大正』四五巻、九六九頁中）。

二三　「六發菩提心者。昔自安危人遍惱一切境。今廣起兼濟遍虚空界。利益於他。用此翻破遍一切處起惡心也。」（『大正』四六巻、四〇頁中）

二四　『妙法蓮華経』（『大正』九巻、一八頁下―一九頁上）。

二五　「第六念報佛恩者。如來往昔無量劫中。捨頭目髓腦支節手足。國城妻子象馬七珍。為我等故修諸苦行。此恩此德實難酬報。是故經言。若以頂戴兩肩荷負。於恒沙劫亦不能報。我等欲報如是恩者。當於此世勇猛精進。捍勞忍苦不惜身命。建立三寶弘通大乗。廣化衆生同入正覺。」（『大正』四五巻、九六九頁中―下）。

二六　『維摩経』（『大正』一四巻、五四一頁中）。

二七　「第七觀罪性空者罪無自性從因縁生。顛倒而有。既從因縁而生。則可從因縁而滅。從因縁而生者。狎近惡友造作無端。從因縁而滅者。即是今日洗心懺悔。是故經言。此罪性不在内。不在外。不在中間。」（『大正』四五巻、九六九頁下）。

二八　「十者觀罪性空罪從心生。心若可得罪不可無。我心自空罪云何有。罪福無主非内非外亦無中間。不常自有但有名字。名字之心名為罪福。名字即空還源返本畢竟清淨。是為觀罪性空翻破無明顛倒執著。」（『大正』四六巻、七九八頁上）。

二九　しかしながら、清代成立の『慈悲水懺法』の注釈書である智證『慈悲道場水懺法随聞録』には「此七種心。即諸聖教人所作之方便。阿毗達磨云。有七種懺法。」（新纂『続蔵』七四巻、六七〇頁下）とあり、同じく西宗『慈悲道場水懺法科註』には「阿毗達磨。原有七種懺法。」（新纂『続蔵』七四巻、七三八頁下）とあり、いずれも『慈悲水懺法』七種心はアビダルマの七種懺法によるという。この検討については他日に期したい。